

令和3年度宮城県青少年問題協議会

日時：令和4年2月3日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場所：行政庁舎9階 第一会議室

令和3年度青少年問題協議会 会議録

日 時：令和4年2月3日（木）午後1時30分～午後3時まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席者：梨本雄太郎委員，館田あゆみ委員，羽田さゆり委員，門間浩泰委員，藤田祐子委員，藤石伸子委員，秋田敦子委員，佐々木伸明委員，小関美江委員，大友重明委員，小野寺滋実委員，鈴木秀人委員，伊藤哲也委員代理（長谷川子育て社会推進課長，大町子ども・家庭支援課長），伊東昭代委員代理（武田生涯学習課長），千葉泰忍委員代理（五十嵐少年相談指導官）

欠席委員：伊藤宣子委員，伊勢みゆき委員

関係課室：9課中8課出席

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 野口副参事兼総括課長補佐

2 挨 拶

挨拶：鈴木秀人環境生活部長

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 令和2年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について
- (2) その他

挨 拶

鈴木部長 宮城県環境生活部長の鈴木でございます。

本日は、今年度、初の協議会の開催となりますが、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

また、日頃から県政の推進，とりわけ青少年行政の推進に格別の御理解，御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

まず、お話ししなければいけない点といたしまして新型コロナウイルス関係でございます。

県では、一昨日に、特別緊急要請を決定いたしまして、今月末まで、この要請の適用を図ることといたしました。

また昨日、新型コロナウイルス新感染者数が720名を超えてございます。県では、新規感染者数は昨日、過去最高となりましたが、入院している方の比率，あるいは自宅療養者，宿泊療養施設療養者，そういったその状況を見ながら，対応を検討しており，今回は特別緊急要請を行うということに決定したところでございます。さて，非常に注目しておりますのは，クラスターの発生件数です。今年1月になりまして，37件のクラスターが発生しております。実にそのうち24件が教育園現場で占めております。より具体的に申し上げますと，小中高大学で15件，37件のうち15件が小中高大学でございます。幼稚園が2件，保育施設が7件ということで，非常に感染の局面がどんどん変わっておりまして，新型コロナウイルス感染症が子どもに影響しているという状況でございます。

そういったこともありまして，今回の特別緊急要請となりましたが，特に学校現場，あるいは保育施設，幼稚園を含めてこれからの感染予防の強化をお願いしたということでありまして。学校に対しましても，部活動で感染拡大の懸念があるということで，自粛をお願いしました。社会各方面に影響がありますが，県民の皆様に御理解，御協力をいただきまして，この厳しい局面を何とか乗り越えていきたいというふうに考えているところでございます。

さて，この協議会でありまして，先ほど冒頭で，今回が今年度初めてということをお申し

上げましたが、昨年度はかなり頻繁に開催させていただきました。青少年に関する基本計画の改定の時期でございましたので、その議論を積み重ねていただきました。議論いただきました計画が第3次計画となり、今年度よりスタートしているということでございます。

昨年度、お忙しい中、この協議会にお集まりいただきました。この点につきましても、本当に、感謝申し上げます。

本日は、昨年度までの第2次計画となりますが、その第2次計画の施策について、報告をいたしまして、御意見を賜ればというふうに思っております。

先ほども申し上げました、新型コロナウイルス感染症もありますが、青少年の抱える問題は、いじめ、虐待、不登校、ひきこもりや貧困などが複雑に絡み合いまして、深刻化しているということでございます。

先ほどお昼のNHKニュースでも見ましたが、昨年の刑法犯罪件数が戦後最低になったということでした。非常に喜ばしいことではありますが、その一方で、児童虐待やサイバー犯罪は非常に増えている、高止まりしているということでございます。

こういったところにも、我々は着目し、注意を払いながら、対処していかなければいけないということになるかと思えます。

新型コロナウイルス感染症について先ほどから申し上げていますが、子ども・若者の活動に制約があるということでもありますし、また、こういった状況になりますと、他者との関わりや、様々な経験が少なくなっていると思っております。このような状況が子ども・若者の成長にどのような影響を及ぼすのか、非常に懸念しているところであります。県といたしましても、様々な課題に関係機関と連携して、対応して参りたい、対処して参りたいというふうに考えてございます。

委員の皆様には、本日の議題に対して、忌憚ない御意見、御提案等をいただきまして、この会議の場が非常に有意義な場となることを御祈念申し上げまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 それでは、これより議事に入ります。宮城県青少年問題協議会条例第5条の規定により、これからの進行につきましては、梨本会長にお願ひいたします。

(1) 令和2年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 改めまして、会長の梨本でございます。皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の協議会ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮いただき開催しております。開催時間につきましても次第に記載がありますが、午後3時までとなっております。長時間にならないように気を付けたいと思っておりますが、扱う分野の範囲が非常に幅広く、資料も細かいところまで見ようとすると時間がとても足りなくなってしまうので、時間が足りなくなった場合は、会議後に事務局へ意見を送るといったことで対応します。終了時刻までに終わるよう御協力をお願いします。

それでは、議題「(1) 令和2年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について」に入りたいと思っております。こちらは、令和2年度の状況ということですので、資料として配布している緑色の冊子に沿って検討していくということですので。先ほどもありました、すでに新しい計画を策定しましたが、今回は前の計画に基づく報告と意見交換ということになります。

では、はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1-1「令和2年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」(案)を御覧ください。

ページ開いていただきまして、ローマ数字の1の「はじめに」から、ローマ数字2「青少年の現状について」まで、1ページから13ページまでとなりますが、そちらについて、続けて説明させていただきたいと思っております。

では、1ページを御覧ください。

この報告書は、「青少年健全育成条例」第13条の規定により、県が毎年度、実施した施策の内容をとりまとめ、報告書として作成するものであり、掲載内容は、資料1-3「青

少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）」（緑の冊子）をもとに、令和2年度における主要指標事業の達成状況などを掲載しております。

また、その公表にあたっては、本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で、行うこととしております。

2ページから3ページには、第二次計画についての説明となります。計画の詳細については、緑色の冊子に掲載しておりますが、概要は資料1-2（A3版）にまとめていますので、この概要版で説明いたします。

上段の真ん中から御覧ください。この計画は、「青少年健全育成条例」に規定する青少年の健全な育成のための基本計画として策定しております。また、国の「子ども・若者育成支援推進法」に規定する都道府県の「子ども・若者計画」として位置づけております。

右上の欄を御覧ください。計画期間は平成28年度から令和2年度までの5年間で、対象は、0歳から30歳代までとしております。

何度も申し上げて申しわけありませんが、令和2年度が最終年度のため、今回の報告では、5年間の成果等についても併せて実施させていただきます。

次に、左下の2つめの欄を御覧ください。計画の基本理念は、「宮城の次代を担う、思いやりと寛容な心を持ち、未来をたくましく志向する青少年をはぐくむ」とし、理念に基づき、青少年育成の3つの柱、その下に6つの重点施策、さらにその下に12の施策の方向で展開し、力を入れる3つの重点項目を設け、各種施策を実施してまいりました。

資料1-1に戻ります。4ページを御覧ください。

ここから13ページまで「Ⅱ 青少年の現状について」、関連する統計数値を掲載しております。項目によっては、全国の数値のみのものがございますが、御了承いただければと思います。

はじめに、4ページ(1)少子化の進展では図1 30歳未満人口や、図2 出生数及び合計特殊出生率の推移を全国値と比較して掲載しております。全国の傾向と同様に少子化が進展している状況です。

5ページ(2)インターネット社会の進展では、こちらは全国の調査結果となりますが、図3 インターネット利用率では、青少年の95.8%がインターネットを利用している状況です。

図4は、スマートフォンにおける保護者の取組を平成28年度から比較したものです。保護者の86.1%がいずれかの方法で、子供のネット利用を管理しています。

6ページ(3)雇用環境の変容では、図5の完全失業率、図6の完全失業者数、図7の非正規雇用者比率を掲載しております。いずれも全国の調査結果ですが、「完全失業率」は、ここ数年は低下傾向でしたが、令和2年度は上昇しています。また、図6の15歳から29歳の若者の完全失業者数は、前年から8万人増加しています。一方で、図7の非正規雇用者比率では、15歳から24歳、25歳から34歳ともに、緩やかな下降傾向が続いている状況です。

続いて8ページを御覧ください。(1)若年無業者・フリーターについては、こちらも全国の数値になりますが、図8の若年無業者の数は、前年と比べ13万人増加しています。一方で、図9のフリーターについては、前年に比べ2万人減少しています。

次に、9ページを御覧ください。(2)ひきこもりですが、相談件数の推移を掲載しております。対象者の年齢別統計は取っていないため、この数字には40歳以上の方の相談件数も含まれています。また、ひきこもり地域支援センターを設置した平成26年度から数字が大きく増加しています。そのため、参考値として御覧いただければと思います。

(3)いじめ・不登校・高等学校の中途退学については、いじめの認知件数が、小・中・高等学校及び特別支援学校併せて12,902件となっており、前年度より3,942件減少しています。

不登校については、10ページと11ページの図12・13・14に小・中・高等学校の不登校出現率を掲載しています。本県の状況は、全国より高い数値となっております。また、図15の高等学校の中途退学者数及び退学者率も1.2%と全国を上回っています。

続いて12ページ(4)少年非行ですが、刑法犯少年の再犯者率は、前年より5.9ポイント減少していますが、(5)薬物事犯では、大麻事犯の検挙人員が12人と増加しています。

13ページを御覧ください。(6)児童虐待では、児童相談所の相談件数が、前年度から

193件増加しております。

最後に(7)貧困問題ですが、我が国における子どもの貧困率については全国の調査で3年ごとの数値になります。公表されている最新の数値が平成30年のため、昨年度と同じ表となりますが、平成30年は13.5%となっております。

また、子どもがいる世帯の相対的貧困率としては、大人が2人以上いる世帯と比較し、大人が1人の世帯の相対的貧困率が非常に高い水準という結果となっております。

説明は、以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

計画の全体の概要と青少年の現状を宮城県内に限らず全国の現状ということで調査結果を報告いただきました。ここままで何か確認しておきたいことがあればお願いします。

各委員 (意見等なし)

梨本会長 ないようですので、次に移りたいと思います。

次からが宮城県の施策の状況ですので、14ページ以降について確認をしていきたいと思っております。3つの柱ごとに分けて、意見交換をしていきたいと思っておりますので、まずは柱のⅠ「すべての青少年の健やかな成長を支援する」の項目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに主要指標全般について御説明させていただきます。16ページの一覧表を御覧ください。

指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定期間の進捗を図るものとして、第2次計画を策定した際に、御覧の指標を設定しております。

16ページの一覧表では、前年度(元年度実績)と比較し令和2年度の目標値に近づいたものは、進捗度の欄が◎、前年度と比較し変化がないものは横向きの→、前年度と比較して目標値から遠ざかったものについては下向き→で表しております。また、目標値を達成したものについては、網掛けをしております。

なお、20ページから34ページまでは、16ページの主要指標の個別の状況について、番号順にそれぞれ掲載しております。

また、17ページには、本計画の5年間の成果と課題を掲載しております。

それでは、柱ごとに主な指標の目標値に対する進捗状況や5年間の成果と課題について、説明させていただきます。16ページの一覧表を御覧ください。

表の左から2つ目の欄にあります「柱Ⅰ すべての青少年の健やかな成長を支援する」の項目は、主要指標番号1から13までになります。

このうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、6つの指標が調査や事業の中止により、前年度との比較ができませんでした。

なお、目標を達成しているものは、網掛けしておりますが3つでした。そのうち、「13新規高卒者の3年後の離職率」は、前年度より離職率が高くなっているため、下→になっていますが、令和元年度から目標値を達成しております。

17ページの下段を御覧ください。

柱Ⅰの主な成果としましては、児童の朝食欠食率は年々改善傾向にあり、当県の取組である「ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)」が定着してきています。また、小中高生の1ヶ月間の読書冊数については、中学生が目標を達成し、小学生と高校生では目標に近づきました。夢や希望を持っている児童生徒も全国平均より高く、未来に希望を持って学業や校外活動に取り組んでいることが推察されます。

次に、主な課題ですが18ページをお開きください。

「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒が全国平均より少なく、自己肯定感を育むための取組を学校や家庭、地域が協力して行っていく必要があります。

また、夢や希望を持っている児童生徒が多くいることから、児童生徒が活躍できる場の提供や国際交流事業への参加希望者数が低調で推移していることから、国際的視野を身に付けた人材を育成するためにも、より一層の広報、啓発をしていく必要があります。

なお、これらの課題等に対応するため、今年度からスタートしました第3次計画におい

て、育成支援の一層の充実を図り、さらに関係機関等との連携を強化しながら、各種施策を総合的・計画的に実施していくこととしています。

説明は、以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、事業を担当している各課室から補足説明がありましたらお願いします。

関係課室 (補足説明なし)

梨本会長 それでは、委員の皆様から御意見ををお願いします。何かありますでしょうか。

私の関係するところで言うと、教育分野ですが、例えば21ページに指標についての分析が書かれていますが、全国学力学習調査の正答率を宮城県全体の平均を全国の平均と比べたときにどうなのかという目標値を示しています。右下のあたりに、「県全体では目標値に届いていないが、全国平均値を大きく上回っている市町村もあることから、市町村の好事例を広く発信し改善していきたい」と書かれていますが、どのようなことなのか具体的に教えていただきたいと思います。好事例と地域にどのように広めていくのかお教え願います。

義務教育課 義務教育課でございます。

学力向上の好事例ということですが、学力向上のマネジメント事業というものを展開しておりまして、市町村ごとに学力向上に関する取組を学校ごとの単位ではなく、市町村単位で進めているところでございます。学力向上のためのPDCAサイクルをどのように回していくか、また子供のつまずきを解消して、どのように次の学年に繋いでいくかということを取り組んでいまして、これらを他の市町村に繋げていこうというものでございます。市町村ごとの取組がございまして、事例を広げていきたいと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。

例えばどのようなレベルで行っているのか興味があったのですが、今思い付くものでいいので何かありますか。

義務教育課 担当が別なものだったため、申し訳ございませんが具体的なことまでは説明できず、概要の説明だけでございました。

梨本会長 市町村単位で現状、課題をきちんと押さえた上で、その改善施策を検討するというところで、ここが優れているとなれば、まだ課題があるところに広めていくことで県全体の底上げを図るということだと思いますので、今後もしっかり行っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様から御意見や御質問はありますでしょうか。

では、一通り進んでから何か気になることや全体についてのことがありましたらお伺いしたいと思います。

次に柱のⅡ「困難を有する青少年やその家族を支援する」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、再度16ページを御覧ください。

「柱Ⅱ 困難を有する青少年やその家族を支援する」の主な項目を説明します。

柱Ⅱは、主要指標番号14から18までの5項目となります。

目標値を達成したのは、指標17「里親等委託率」で、前年度より7.2ポイント増加しました。

また、指標14の「不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）」の小学校は、目標値から遠ざかりましたが、それ以外の全ての指標が、前年度より目標値に近づいています。

なお、再登校率については、令和元年度調査から公表していないことから、数値を記載しておりません。

次に18ページの下の段を御覧ください。

柱Ⅱの主な成果としましては、社会的養護下にある子ども達のうち、里親等委託にある子ども達が全国平均より高く家庭的な環境で暮らすことができる子どもが多いと言えます。引き続き、子ども達が家庭や家庭以外でも安心して過ごすことができるように、虐待防止活動や貧困の問題など根本課題の解決及び社会的養護下にある子どもが安心して過ごすことができる環境づくりをより推進する必要があります。

次に、主な課題については、児童生徒の不登校出現率は全国平均より高い数値で推移しています。そのため、行きたくなる学校づくりを推進するとともに、学校内外に子ども達が安心して過ごすことのできる居場所を作っていく必要があります。

なお、課題等につきましては、先ほど柱Ⅰでも説明しましたが、第3次計画に基づき、さらに関係機関等と連携を図りながら、各種施策を推進してまいります。

説明は、以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

事務局の説明に対して事業担当課室からの補足説明はありますか。

関係課室 (補足説明なし)

梨本会長 では、委員の皆様方から、ただいまの説明や資料に対して、御質問や御意見などありましたらお願いします。

意見と言いますか、感想でも結構です。また質問については関係課室の方もおりますので、その場で質問いただけるといいと思います。いかがでしょうか。

館田委員お願いします。

館田委員 御説明ありがとうございました。

令和2年度の事業ということで、コロナのために事業ができず、指標に書くことが出来なかったということでしたが、逆にできたことや指標には関係がなくとも現場で苦労したことや工夫したこと、心がけたことがあれば教えていただきたいです。出来たこと、工夫したことについて書いていただくことも大切なのかなと思いました。

事務局 この柱に直接関係する事業ではございませんが、共同参画社会推進課では、中学生を対象にネクストリーダー養成塾というのを開催しております、次代の宮城を担う人材を育成するということで、2泊3日の宿泊研修をやっておりました。ただ、令和2年度は、やはりコロナということで、その開催が難しいということになりましたので、開催方法を変更し、オンラインで開催したところでございます。

そうしましたところ、令和元年度までは50名の参加者という定員がございましたが、オンラインにしたということで、参加者が125名ということで、大幅に増えました。

そのときの経験に基づきまして、令和3年度は、宿泊研修プラスオンライン研修も併せて事業の展開を図ったというところでございます。

鈴木委員 ただ今の御指摘は本当にそうだと思います。

我々、役人は決まったフォーマットで対応しますので、指標一覧が○なのか×なのかということになってしまいます。×になったところで、工夫して変化をさせることで成果や効果があったか、できなかったのかという視点は大切だと思います。

昨年の4月から新計画がスタートしております。新計画の事業についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますので、担当課は苦労して事業を進めていると思います。

今、御指摘いただいたような視点を進行管理に拾い上げていきたいと思います。

梨本会長 ほかの課室からはありますでしょうか。様々な領域に渡るとは思いますが、いかがでしょうか。新型コロナウイルス感染症の影響で様々なことが出来なくなるというマイナスなこともあります。一方で、オンラインを上手く使うことで子ども・若者が様々なことが出来るチャンスが増えるかもしれないということもありますので、新しい生活様式やポスト

コロナ社会の在り方をどう示していくのかということが行政の施策にも必要になるのかなと思います。決まったフォーマットに従って、結果がこうだったということだけではなく、苦労したことや力を入れて行った結果、良い成果に繋がったということを出していただくこともこの会議には重要なのかと思いました。

秋田委員 今の話に続いてですが、私達が行っている事業が、児童・成人の地域ひきこもりセンター（相談機関）ですので、対象は不登校やひきこもりのお子さんです。保護者の方は来所することが出来ますが、来所出来ないお子さん限定でリモートを使うことによって繋がるケースもあったということをお伝えします。始めは外へ向けたい人にリモートで繋がることをためらったのですが、今後はオンライン併用で相談の幅が広がるようになると思います。様々な方法をとってでも一日でも早く支援の手が届くようになればと思います

梨本会長 ありがとうございます。ほかの委員からも関連していることやほかの質問、申し上げておきたいことはありませんか。

それでは、柱Ⅲ「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」の項目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、16ページを御覧ください。

「柱Ⅲ 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」の主な項目を説明します。

柱Ⅲは主要指標番号19から27までの9項目となります。前年度より目標に近づいたものは2指標あり、目標を達成しているものは、「23 全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合」で高校生が目標値を達成しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、「21 青少年育成推進員の研修参加率」や「24 10日以上授業公開日を設定している学校の割合」、「27 インターネットの安全利用に関する講話の実施件数」については、数値が伸び悩みました。

なお、柱Ⅰから柱Ⅲまでの全ての主要指標の状況を見ますと、27の主要指標のうち、数値を出すことができた20指標のうち9指標（45%）で上昇が見られ、うち3指標（15%）で目標値が達成されました。

次に柱Ⅲの主な成果を説明します。19ページをお開き願います。

青少年を支援するネットワークづくりでは、令和2年度は新型コロナウイルスウイラスの影響により制限がありました。地域のニーズに合った研修会の実施や活動意欲に繋がるような青少年育成推進指導員の研修会を実施したところ、令和元年度は、目標値の参加率50%以上を達成しました。

また、子どもを地域全体で育てるために、家庭、地域、学校を繋ぐ仕組みである、地域学校協働本部設置市町村数については、目標には到達しませんでした。27市町村で設置され、達成率は79.4%になっています。「学校を核とした地域づくり」が着実に推進されています。

次に、主な課題ですが、子ども・若者を支援するネットワークづくりは行われている状況ですが、分野や制度を超えた支援機関同士の顔の見える関係づくりを今後も推進していく必要があります。

また、情報化社会の進展により、インターネットを介した犯罪やトラブルに巻き込まれる子ども・若者が増えています。インターネットの正しい使用について、啓発活動を活発に行っていく必要があります。

これらの課題等についても、第3次計画に基づき、総合的かつ計画的に子ども・若者育成施策の実施に努めてまいります。

説明は、以上になります。

梨本会長 ただ今の事務局からの説明に対して、関係課室から補足説明があればお願いします。

事務局 当課から追加で説明をさせていただきます。

19ページの真ん中に記載がありますが、青少年育成推進指導員の研修参加率ですが、平成28年度は49.4%でしたが、令和元年度は69.3%になっております。令和2年度は新型

コロナウイルス感染症の影響で研修会の開催を中止したのものもあり、研修会の回数が少なくなっており、正確な参加率が出せなかったのですが、令和元年度は増えております。増えた要因としては、年度当初に、地域ごとに開催することにし、住んでいる地域で開催することにより参加しやすい環境を作り、推進指導員がどのような取組を行っているのか説明する機会を設けました。そのような開催方法にしたところ、参加率が増えたということでございます。

梨本会長 ほかに関係課室から説明はありますか。

生涯学習課 生涯学習課でございます。

「地域学校協働本部設置市町村数」ですが、担当班ではないため、詳しく説明はできませんが、担当班から聞いてきたところ、市町村に1つでも設置していれば1つとカウントしております。今年度（令和3年度）の状況を聞いたところ、27市町村は変わらないのですが、本部の設置数、市町村に複数あるところが増えたということでありましたので、参考までに話させていただきました。

梨本会長 ありがとうございます。

「地域学校協働本部」というのは、市町村にどのように設置するのかが、市町村によって異なりますので、小学校や中学校など学校ごとに設ける場合もあれば、例えば中学校区に1つ組織を作って、そこが小学校も中学校も全てに関わっていくようなものもあるというように、様々なものがあります。把握の仕方として、市町村に1つでもあればいいのか評価するのが難しいなと思いましたが、ひとまず、順調に進んでいることが分かって安心しました。

鈴木委員 今具体的な事例を申し上げましたが、県側からの少しの働き掛けで変わることがあります。単純に情報のやり取りだけ、やったがやらないかだけではなく、過程、進めているプロセスの中で、対市町村や関係団体にちょっとした声かけや働き掛けをすることによって、変わっていくことがあると思います。第3次計画においてはそのようなことも意識していく必要があると思っております。

梨本会長 ありがとうございます。

今伺ったこともとても大切な考え方だと思います。数字だけを一人歩きさせて、良い、悪いと単純に表面的に捉えるのではなく、背景にある様々なものを見ていく必要があります。現状は日々刻々と変化しておりますし、県全体での数値で表していますが、県北から県南まで地域で異なりますので、そういった意味ではこれは目安に過ぎなくて、背景にある現実がどうなのかということもこの会議の中で適宜確認していく必要があるということだと思います。

では、委員の皆様から御質問や御意見はいかがでしょうか。

佐々木委員 柱Ⅲの「青少年育成推進指導員」の研修参加率の背景についてですが、私の所属が青少年のための宮城県民会議で、青少年育成推進指導員の普及を行っています。指導員の皆さんが高齢化しています。60代で定年後に着いていただいた方が多かったです。現在は、定年後にも仕事をしている方が多くて、なり手がいない状況です。まして、40代や50代は共働きも多く、働き盛りでもあり、なり手がいません。ゲートボールの競技人口が減少しているのと同様な現象が起きています。

ぜひとも、宮城県PTA連合会で会長を退任される方を推薦していただきたいという要望でございました。よろしく申し上げます。

梨本会長 ありがとうございます。

急に振られてもということだとは思いますが、今の保護者の実態というか現状についてはどのようなものでしょうか。PTAの役員になれば、決まった期間、役員の業務があると思います。その中でも仕事や生活があって、余裕がある方ばかりではないと思いますので、頑張っていると思っておりますが、今のような課題に取り組んでいくためにどうしたらいい

いか、御意見があればお願いします。

門間委員 新型コロナウイルス感染症の影響で集まる機会が減少している関係で、PTAの役員のなり手も探すのが大変な状況にあります。宮城県PTA連合会の役員も今までだと様々な会合があり、目星を付けて当たっていたのですが、昨年は集まりがなかったこともあり、なり手を探すのが大変でした。

今、いただいた話については、帰ってから事務局にも報告しますが、地元では役員は同じ人しかやっていないという状況です。学校評議員も同じような状況です。自営業の方に声を掛けていかないといけないですし、日中の会議も難しいので、本当は夜に会議をしていただくとありがたいが、他の方が日中の方がいいとなるので、会議メンバーが6人いて、1人が若い世代で、夜が良くても残りの方は日中となると若い世代は参加しにくいものとなってしまいます。やはり6時半からの会議だと行きやすいが、2時開始などだと中途半端で休みを取るのも難しいという問題があります。そのような問題をクリアしていけば、若い世代がもう少し参加しやすくなっていくのかなと思います。

梨本会長 突然でしたが、門間委員ありがとうございました。

PTAの活動もですが、都合の良い時間帯などが保護者の中でも様々だと思いますし、学校の教員も関わるとなると、教員の働き方の問題とどのようにクリアにしていくのかということもありますので、難しい問題だと思います。例えば、デジタルツールを使って、そのような時間差を埋めると言うのは簡単ですが、実際にやるとなると大変なことだと思います。子ども・若者の問題を考えていくと、見えてくるのは、年長世代の仕事や暮らしの在り方、社会の在り方が問われていると思います。

門間委員が新しく委員に御就任されておりますので、柱Ⅲ以外でも結構ですので、県の取組や資料のまとめ方などでも構いません。全体について御意見はありませんか。

いかがでしょうか。

門間委員 資料を拝見させていただきましたが、事業数がとても多いことにびっくりしました。120個ほど子ども・若者への事業があって活動していただいているのだなと思いました。

インターネットはこれから、GIGAスクール構想などもあり絶対的に使っていけないといけませんし、新型コロナウイルス感染症で休校になれば、すぐにスタディアアプリを使って勉強してくださいと学校から連絡が来るような状況です。インターネットを介した犯罪やトラブルについては、フィルタリングの設定だけでは防げないと思います。質問と言いますか、インターネットを介した犯罪の具体的な事例、具体的に示してしまうと行ってしまふ子どももいるので、示す必要はないとは思いますが、把握している内容を教えていただくと実際に保護者に伝えていきたいと思ひますし、巻き込まれた原因等がわかれば教えていただきたいと思ひます。

梨本会長 ありがとうございました。

インターネット関係のトラブル防止の取組の担当課はどちらでしょうか。

事務局 共同参画社会推進課や警察の少年課やサイバー担当課、教育委員会で取り組んでおります。

共同参画社会推進課で把握している被害としては、SNSでの誘い出しや自画撮り被害などがあります。県では自画撮り被害の防止に力を入れております。

五十嵐少年相談指導官 今回の説明と同じようなことになると思ひますが、子ども達のスマートフォンの所持率が高くなっております。また、子ども達が遊ぶゲーム機でもネットに繋がるということで、そこで知り合った人から要求されて、自画撮り被害に遭うことがあります。相手は悪意を持って利用していますので、子どもにとっては優しそふに嘘をついたり、悩み事を真剣に聞いてくれるなど、親に言っても怒られるだけだが、真剣に聞いてくれて、優しく対応してくれるというように良い関係を築いて、顔の写真から、だんだん胸や下半身の写真を要求していくということです。実際には、小学生まで被害が及んでいる現状にあります。被害の背景には、子どもにスマートフォンやゲーム機を持たせっぱなしにしているという状

況があります。やはり保護者の方に対する啓発がとても大切になっていると思います。子ども自身に対しては、学校で行う非行防止教室あるいは、インターネット安全利用教室で様々な事例を教えて注意喚起していますが、保護者もそのような実態を知っておかないと、子どもだけではどうしても防ぐことができないので、保護者に対する働き掛けがなかなか難しい状況にあると思います。現在、中学校では新入生保護者説明会などの場に警察職員が講師として行き、インターネットの安全利用について、保護者に働き掛けするという取組を行っております。

高校教育課 教育委員会では、高校教育課が窓口になって、ネット被害防止対策の授業を行っております。主なものとして、ネットパトロールを業者に委託しまして、宮城県内の全ての学校を対象として展開してございます。内容として、SNS やプロフや Twitter に個人情報を出してしまうというケースがありまして、学校や個人が特定されてしまうような中身があった際に、業者から報告をいただき学校に対応を検討してもらうということを行っております。ただ、オープンなスペースでは発見できるのですが、現在は SNS もグループになってしまっていますので、そこまでは検索ができないという状況にございますので、使う側のモラル、リテラシーを教育していかないとなかなか改善していかないと状況でございます。

高校でも自撮り被害やなりすましといった他人の名前を使って、誹謗中傷してしまったというケースもございました。事案がわかった際には警察と相談しながら対応しているというのが現状です。

学校では、各学校でネット被害未然防止の講話を、例えば NTT などの業者に委託しまして、業者から講演いただく、関係機関であります警察の方や大学の先生からネット被害防止の講義をしていただいております。

門間委員 ありがとうございます。親として心苦しい部分もありましたが、子ども達に伝えていきたいと思いました。また、宮城県 PTA 連合会を通じて、各学校にも再度伝えていき、保護者も学んでいきたいと思えます。

梨本会長 ありがとうございます。

では、門間委員と同じように新規で委員となりました、大友委員からも柱Ⅲに限らず、資料1の全体について何かございましたらお願いします。

大友委員 大友でございます。よろしく申し上げます。

私は小学校の教員ですが、現在は子供相談支援センターで不登校・ひきこもりの居場所づくり事業を展開しております。

先ほど、自己肯定感が低いということがありましたが、学校現場の感覚として、一人でも多くの大人から、いろんな大人から声を掛けてもらうことが子どもの成長にはとても大事だと痛感しております。当センターには、小学生から 29 歳までの子ども・若者が来ております。隣に座っております小関委員にもたびたび様々な講座を行っていただいておりますが、自己啓発を促してもらったり、就労支援に繋がるような講座を開いてもらっています。そういった中で自分にはこういう良いところがあるんだ、自分には可能性があるんだということを子ども達が 1 つ 1 つ認識してくれば良いなと思っております。また、地域学校協働本部会議の話がありましたが、これから立ち上がるコミュニティースクールというのも、地域で子育てをするというのが柱になります。地域、関係機関、保護者が協力して、子ども達に声を掛けていく、コロナの状況はありますがだからこそ活動していかないと感じておりました。

不登校やひきこもりの子ども達が、当センターでも概ね 20 歳まで支援するというようにしていますが、20 歳を超えている子ども達もたくさんいます。それでも見捨てるわけにはいけないので、なんとか働いてお金を稼げるような、自立できるような状態を目指してやっております。なかなか通うことができない子供に対しては、アウトリーチをしていますが、いくつかの御家庭から子供が 20 歳になるので、支援が終了ですと言われてます。私達はそんなことありません少しでも細く長く繋がって、いつか自宅から一歩出られるように、「コンビニに行くことを目標にしようね」や「公園に行けるようにしようね」と目標

を立てて、自立や自宅から一步出られることを目指して行っているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着いて、安心して活動ができればいいなど感じております。感想でありました。

梨本会長 ありがとうございます。

子供にとっても、若者にとっても非常に難しい時代なのかもしれません。「生きづらさ」という言葉もあります。そういった中で年上の世代が自分の子供の頃はこうだった、昔はこうだったと言っても、昔はそうだったかもしれないけど、今は違うとなってしまいますので、どう関わっていけばいいのか大人も学びながら、新しい時代に対して子供も大人も一緒になって考えていく必要があるのかなと思います。県の事業とも結びつけていければと思います。

新任の委員から御意見をいただきましたが、他の委員の皆様から議題（1）について何かありますでしょうか。

羽田委員 東北学院大学の羽田でございます。

インターネットについての取組について、追加で意見を述べさせていただきます。

携帯電話のフィルタリングの使用割合を8割使用に目指して事業を行っているということですが、確かに何もしないよりはいいと思います。全国でも4割に届いていないので、宮城県は5割と全国よりプラスに評価されるどころ、8割まで上げようとしています。

フィルタリングソフトを私も中学生と高校生の親なので入れてみましたが、実効性がいかほどあるのか疑問視されているのが現状だと思います。まず、有害情報を入手できてしまいます。業者が悪意を持って有害情報を流していますし、子供側で設定を破る方法もいろいろ開発されています。情報が共有されて、有害サイトにアクセスされてしまう、また業者もサイトは安全ですと謳いながらサイト内の広告から危険なサイトにアクセスできてしまうということが多数あって、フィルタリングソフトを使っても使い勝手が悪く、子供達に毎日文句を言われ、もう使いたくないと言われている状態です。

何もしないよりはかまじだと個人的には思っていますが、フィルタリング機能を使用するという目標以外のところのほうが、子供の被害防止に有効だと思っています。フィルタリングソフトのレビューを見ますと、利用している子供達からたくさんの不具合の報告があっても改善されていないように感じています。フィルタリングソフトの機能の向上とか、幅広くなってしまいますが、有害な企業による有害な広告をなくすような取組を宮城県から発信していくのは難しいことかもしれませんが、そういったことがあるんだという保護者への啓発が中心になると思いますが、フィルタリングソフトは頑張ってもあまり良いことはないということをお伝えいたしました。

梨本会長 ありがとうございます。

第3次計画でもフィルタリングについて指標として掲載していましたでしょうか。これからの取組への議論ということではいかがですか。

秋田委員お願いします。

秋田委員 今のフィルタリングの機能の件ですが、これを強化すれば収まるという問題よりも、もう少し大人と子供の関係とか教師と子供の関係、親子関係が脆弱ぎみな社会になっていることにも影響があるのか、どうしても子供は興味のある方向だけに目が行ってしまい、いくらセーブをかけても何らかの方法で覗いてしまうので、そこは今後の課題として取り組む必要があると思いました。

事務局 第2次計画では指標として、フィルタリングの利用率というのを上げておりましたが、令和3年度からスタートしました第3次計画の指標としましては、2つ設けております。1つは第2次と同じですが、「インターネットの安全利用講話の実施件数とDVDの貸出件数」となっております。もう1つは「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合（小学5年生）」を新しい指標として設けております。

羽田委員 フィルタリングソフトがあまり役に立たないという認識があることは良かったと思いますが、せっかく社会にあるものなのでもったいないとも思います。

梨本会長 親子で約束をして守るかということは、先ほどの秋田委員の話でもありましたので、良いことだと思いますが、小学5年生ということでしたので、中高生はどうかということになりますので今後考えていただくということをお願いします。

関連することや議題（1）について全体のことで結構ですので、何かありますでしょうか。

小関委員 小関でございます。

不登校児童生徒の出現率について、指標の項目で言うと15番目ですが、私どもの活動と関係します。高校生や大学生、専門学校生で上手く学校に適応できず不登校になったり、不登校ではなくても休みがちになったり、休学中の方の就労や修学支援をしています。

その中の活動の一つとして、学校内居場所カフェ事業を行っております。現在石巻圏域の高校の中に居場所を作って、課題を持つ生徒、そうでない一般の生徒でも参加できる居場所を作っています。目的は不登校の早期予防の観点で、絆力の助成金も活用させていただきながら数年に渡って活動しております。最近は問い合わせも増えてきており、昨日も仙南の高校から直接利用を希望したい問い合わせがありました。

中学校までは通級を使っていたり、発達障害やグレーゾーンの学生にとって、コミュニケーションの課題があり学校のインターンシップには対応できないので、そこでますます自己肯定感が落ちていって、進路に影響してくる子供達がいるので、そこで居場所カフェ事業を検討してコミュニケーションのトレーニングや一人一人に合わせたインターンシップなどを行いたいという問い合わせでした。地域が教育現場と協働し子どもを支える仕組みは今後ますます必要となるのではないかと思います。現場からの声ということで上げさせていただきました。

梨本会長 ありがとうございます。

素晴らしい取組だと思いました。不登校といっても事情や原因も様々なものがありますので、行政や学校だけで解決していくということではなくて、NPOなど地域の様々な主体が関わって協働しながら取り組んでいただきたいなと思います。

時間も経ちましたので、議題（1）はここまでとさせていただきます。

様々な御意見が出ましたので、今後の取組の参考にしていただきたいと思います。

(2) その他について

梨本会長 （2）その他の1つ目として、昨年度策定しました「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」のリーフレットについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、みやぎ子ども・若者育成支援計画のリーフレットについて、御説明します。

資料2を御覧ください。

昨年度、委員の皆様から御意見・御提言をいただき、「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画 第3次）」を策定しました。

その際、皆様から、本計画の概要版を作成し、子ども・若者に広くPRするようにとの御意見を頂戴したことから、本計画の概要版としてリーフレットを作成しました。

本リーフレットの作成にあたっては、昨年11月に委員の皆様へ御連絡し、御意見をいただきました。また、子ども・若者からも意見をいただき、その意見を反映して作成しております。

11月に皆様へお示ししましたリーフレット（案）は、文字数が多く、写真等がありませんでしたが、委員の皆様や子どもたちからいただいた意見を踏まえ、文字数を減らし、実施している事業等が分かる写真等の掲載や相談先の電話番号の掲載などの変更を行い作成しております。

なお、本リーフレットについては、今後、小中学校や関係機関等に配布し、活用してい

たきます。特に、学校には、子どもたちにリーフレットを示しながら、周知していただく機会を設けていただくよう、お願いするとともに、子どもたちの目に触れる場所に常に設置していただくよう依頼する予定です。

リーフレットをお開き願います。

改めて、令和3年度からスタートしました本計画について、概要を説明します。

右のページを御覧ください。

本計画の基本理念は、「みやぎの子ども・若者のいまと未来を応援します」とし、基本的方向1「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」、基本的方向2「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する。」、基本的方向3「子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する。」、基本的方向4「子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する。」の4つを設け、これらの基本的方向にぶら下がる形で、7つの基本施策と11の取組を展開し、関係機関等との更なる連携強化を図りながら、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

引き続き、皆様の御協力をいただきながら、取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は、以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

御質問や御意見があればお願いします。

各委員 (意見等なし)

梨本会長 どんなどころに置いて、どのような活用がされたのか、しばらく経った後に報告をいただきたいと思います。

では次に「青少年健全育成条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の庄子と申します。青少年健全育成条例の一部改正について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、資料3を御覧ください。資料3に基づいて青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)について説明します。

1の条例の改正の趣旨ですが、本県では青少年の健全な育成を図ることを目的として、昭和35年から現在の青少年健全育成条例を施行してきました。

本条例における青少年の定義につきましては、条例を制定した当時から、6歳以上18歳未満のもの(婚姻により、成年に達したものとみなされる者を除く)をいうと、規定をしています。

しかしながら、青少年を取り巻く環境の変化等により、6歳未満の方に対しても、健全な育成を阻害する行為による影響が、少なくない状況になっていることや、民法改正により、成年年齢が引き下げられることなどにより、改正を行うこととしております。

続きまして、2の改正の概要として、3点ございます。

1点目は、青少年の定義です。

青少年の定義は、6歳以上という年齢下限と、婚姻により成年に達したとみなされる者除くという成年擬制がありますが、その保護対象の拡充や、民法の成年擬制が廃止されることから、現行の定義から、その年齢下限と成年擬制の指定を撤廃いたします。

2点目は、図書類自動販売機等管理者の要件です。

図書類自動販売機等の設置は、有害図書類の提供措置をとることができるものとして、図書類自動販売機等管理者を置くこととされております。

この有害図書類は、下に記載をしてありますが、条例第18条第1項に、知事は、図書類の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく、残忍性を有し、または著しく自殺もしくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる、規定されているものとなります。

図書类等自動販売機等管理者には、成人であることとして、年齢20歳以上のものとの表現がありましたが、民法改正により、成年年齢が、18歳に引き下げられたことから、管理者の年齢要件を18歳に引き下げます。

3点目は、字句の整理です。

覚醒剤取締法における覚醒剤が、覚醒剤と漢字の表記に変更されたこと、それから常用漢字となった賭博、全て、についても、字句の整理を行います。

3のスケジュールですが、主なスケジュールとしまして、令和3年12月8日から令和4年1月7日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

今後は、令和4年2月議会に上程し、可決成立の上は、令和4年3月公布、令和4年4月1日施行の予定となっております。

事務局からの説明は以上となります。

梨本会長 ありがとうございます。
御質問や御意見はありますでしょうか。

各委員 (意見等なし)

梨本会長 では、その他でもう1つ事務局より説明があります。
「新型コロナウイルス感染症の対策について」事務局からお願いします。

田中課長 共同参画社会推進課の田中でございます。

私から冒頭の部長挨拶でも触れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の御協力をお願いについて、最後にお話しさせていただきます。

昨日の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が720名とまだまだ感染が拡大しております。感染状況は予断を許さない状況が続いております。今回の第6波に関しては、特に30代以下、児童生徒といった若年層の割合が増加していることが上げられます。1月のクラスター発生状況ですが、全体で37件、そのうち教育機関(小・中・高・大学)で15件、保育施設7件、幼稚園で2件と教育・保育現場でのクラスターが多く見受けられるところでございます。

そのような事態を踏まえまして、県では2月1日から2月28日まで2月いっぱい「緊急特別要請」を行ったところでございます。

教育・保育現場での感染対策については、以前より十分に配慮していただいているところではございますが、改めて基本的な対策の再徹底や各地域の感染状況に応じた時差登校、オンライン授業の活用を含めた分散登校、部活動の自粛の取組を要請し対策強化を図っているところでございます。

本日、お集まりの委員の皆様には学校や教育現場の近いところで御活躍・御活動されている皆様が多いということもありますので、緊急特別要請の趣旨をぜひ御理解いただき、各種対策の周知に御協力をよろしくお願ひしたいと思ひまして、改めて説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

梨本会長 ありがとうございます。
それぞれで出来ることをやっていきたいと思ひます。
議事は以上で終了となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。
チャイルドラインからパンフレットをいただいておりますので、説明をお願いします。

藤石委員 チャイルドラインの藤石です。

皆様のお手元にピンク色のダイジェスト版と書かれた資料をお渡ししています。

これはチャイルドラインの支援センターのほうで毎年年次報告書という冊子を出しているんですが、その中から特に抜粋して、ぱっと見て皆様にも分かりやすいように、子供達の電話から伝わってくる現状や課題を載せております。チャイルドラインから見える子供の今は、実は電話では分かりにくいですが、ネットやチャットでは7割の子供が「死にたい」と言ってきます。死にたいと思う原因は学校の問題というよりは、自分の心の苦しさを親が分かってくれない、誰も分かってくれないということで「消えてしまいたい」と伝えてくる子供がすごく多いと思ひます。コロナ禍の影響はあまりないように思ひます。この冊子の後ろに「つぶやく」の中の子供達というところがありますが、ホームページにつ

ぶやくというのがあって、ただ思っていることをつらつらと書く、誰も書いたことに対しての意見を求めているわけではなく、ただ書いてそれを誰かが見ているということが自己肯定感を高めるような効果があるのではないかと思います。月に2,000件くらい投稿があります。皆様にお伝えしたいと思って、資料をお配りしました。以上になります。

梨本会長 ありがとうございます。

誰かに相談できることも重要ですけど、ただ自分を思いを形にするだけでも非常に子供にとって救いになるのかなと思いました。

短い時間ではありましたが、御協力いただき、ありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

司 会 梨本会長，長時間にわたり，議長をお努めいただき，ありがとうございます。

以上をもちまして，令和3年度宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。誠にありがとうございます。